

## 笠間市農業委員会へ視察研修



### 地域計画の作成に向けて

香取市農業委員 片野 壽夫

新型コロナウイルスの感染が落ちついた十月二十一日、農業委員・農地利用最適化推進委員合同の視察研修会に参加しました。

バスに乗る前に資料を渡されたが、内容を確認せずに研修先の笠間市農業委員会に着いてしまった。当委員会ではタブレットを活用した活動を行っているとの事で、研修先となったのです。

香取市農業委員会においても来年からタブレットを活用した農地パトロールを行う計画が進んでいます。

スマホも十分に使いこなせない私にとっては不安でなりません。笠間市農業委員会の職員より、タブレットを導入することにより、情報伝達の迅速化、情報の共有、労力の負担軽減の効果があつたと説明がありました。また、当委員会においても私の様な不安を抱えた委員がいたが、今では、充分に使いこなしているとの事で「とにかく習うより慣れる」と背中を押され笠間を後にしました。車中でのレポートをどうまとめるか、考えをめぐらせていたが、導入する目的がはっきりと判らずに帰宅することになってしまった。そこでバスを乗る時に渡された資料を読んでみたら、それが判った。

人・農地プランが地域計画と名称変更となり、十年後に目指すその地域の農地利用を示した目標地図を農業委員会が作成する。その為には現状の出し手、受け手の意向を把握し、地図上で表示した現状地図を作成する。その作成にタブレットを活用するとあつた。

これで納得しました。資料をまとめてくれた香取市農業委員会の職員の皆さんありがとうございました。

# 新年のあいさつ

香取市農業委員会

会長 伊藤 寛



新年明けましておめでとうございます。昨年4月に改選された香取市農業委員会は、5月に「農業経営基盤強化促進法等」の一部を改正する法律案が可決・成立したことで、新たなステージを迎えています。

香取市農業委員会が、これまで活動の肝としていた「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、改正後の地域計画の素案作りは「農地利用の最適化の推進」の中心役となる農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な取り組みが、求められることになりました。

これに対応するため、素案作りのアイテムとして必要となるタブレット活用に向け、昨年10月にはタブレットを既に活用している先進地の視察研修を行い、今年4月の法施行後において、地域計画への取り組みを更に進め、農業者のご要望に応じて参る所存です。

さて、政府では農業を巡る情勢が依然として厳しい状況の中、「農政の憲法」ともされる「食料・農業・農村基本法」に関して、食料安保の強化を含めた見直し作業に着手しています。

現在も肥料・農薬などの農業経営に不可欠な原材料費の高騰が続き、経営を圧迫する状況において、農業を持続可能なものにするため、「農地利用の最適化の推進」を軸に、更なる農業委員会活動の活性化を進める必要があります。

最後に、皆様のご支援・ご協力を切にお願いし、新年のあいさつとさせていただきます。

## 「人・農地プラン」から「地域計画」へ

令和4年5月20日の参議院本会議で「農業経営基盤強化促進法等」の一部を改正する法律案が可決・成立しました。

改正内容で、最も大きなものは「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化された事です。

令和5(2023)年4月に施行され、2年間の猶予期間を設け、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化することが「地域計画」を法定化した目的です。

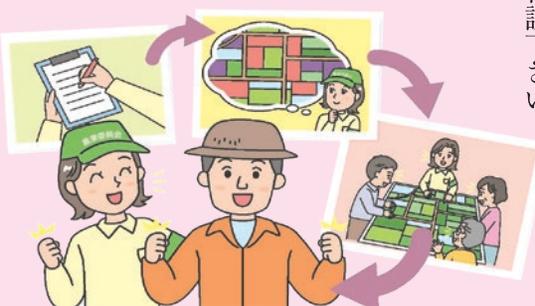
これまで、香取市農業委員会では平成24(2012)年度からスタートした「人・農地プラン」の作成に取り組み、67地区(令和4年3月末)において、実質化されたプランを認定・公表しています。

今回の法定化により、これまで地域の努力目標的であった「人・農地プラン」から、「地域計画」は義務的要素が強まると考えられます。

何故、「地域計画」が必要？

農地中間管理機構(農地バンク)が行っている公募型の受け手募集が廃止され、地域計画に位置付けられた担い手のみが、機構から借受け出来るよう軌道修正されることが危惧されます。今後は地域計画に位置付けの無いまま、機構を活用している担い手は、契約満期までに地域計画の作成が無ければ、機構での契約更新が出来ないという懸念もあります。

現在、ご自身の地域に「人・農地プラン」が無いという皆様は、その地域を担当する農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談下さい。





**農業委員会は、秋の「山田ふれあいまつり」に参加しました**

11月3日(木)の文化の日に山田支所市民広場で「山田ふれあいまつり」が開催されました。

今回は、コロナ禍で3年振りの開催で、しかも、まだ感染が完全に収束していない状況下、感染対策を徹底して、規模も半分程度に縮小されました。

それでも、「いきいき山田」を望む農家や工商业者の熱意と、元姉妹都市・岩手山田町の海産物の販売協力で実現することが出来ました。

農業委員会ブースでは、恒例の「ジャンボカボチャ重量当てクイズ」(正解37.5KG)を行い、200名あまりの投票があり、会長賞の方には、胡蝶蘭が贈呈されました。

農業委員 菅谷樹雄



今回ご紹介する栗山農産(株)の栗山雅幸代表取締役とは、平成28年度から農地利用最適化推進委員の活動を通じ、地元の筈島地区だけではなく、周辺地区の担い手としても、規模拡大を続けている事を知りました。

栗山氏とは令和4年4月から、農業委員として活動を共にしていますが、栗山氏が5月に法人として経営を開始したと伺い、今回は法人の作業拠点を訪れ、法人設立に至った経緯や、今後の展望について伺いました。

法人経営に移行する前の経営面積は、毎年のように拡大して約37haとなり、今後の経営を個人で行うか?後継者はどうするか?などの模索をし、千葉県農業者総合支援センターを通じ、千葉県農業会議など関係機関との協議を繰り返している中、長男の就農を機に、栗山氏本人と夫人と長男という一戸一法人の形態による経営の法人化を決定したそうです。

7月の農業委員会総会で、栗山氏本人名義の農地について貸借を行い、秋の収穫が終わったら、これまでの個人名義の貸借を、農地中間管理機構へ切り替え、同時に数地区で栗山氏が担い手となっている「人・農地プラン(地域計画)」の変更など、諸手続を行うということです。

今後の展望については、農業労働力の高齢化や担い手不足により、作付け困難な農地の発生が予想される中、「農地利用の最適化の推進」のため、不耕作地が発生しないよう、今以上の農作業の効率化を進め、地域農業の担い手として信頼される法人経営を目指し、将来の経営規模の目標を約100haと設定し、研鑽をしていくということです。

現在、農業委員の過半数が認定農業者で、法人経営・大規模経営の委員がいます。

この度の栗山農産(株)の訪問により、我々農業委員や農地利用最適化推進委員は、農業経営のワンストップ窓口である千葉県農業者総合支援センターとの連携を強化し、各々の将来展望について一考すべきであると思つた次第です。

頑張れ!栗山農産(株)!

(農業委員 山田 宏一)

## 農地中間管理機構

令和元年5月に「農地利用集積円滑化団体」と「農地中間管理機構」が統合・一本化され、「農地利用集積円滑化事業」による再契約が出来なくなりました。「農地中間管理機構」へ「一括承継」されることになり、この「一括承継」には所要の手続きが必要となります。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局  
Tel 0478-50-1226

## 農業者年金の相談会を開催します

- ♣日 時：令和5年1月25日(水)  
13時30分から16時まで
- ♣場 所：香取市役所 302会議室
- ♣内 容：農業者年金についての説明など
- ♣農業者の方で農業者年金に興味のある方



- ▶申込先◀  
農業委員会事務局  
Tel 0478-50-1226
- ♣当日は、千葉県農業会議の担当職員が対応いたします。

▽毎月20日  
(閉庁日の場合は、前日の開庁日)  
▽総会 毎月月上旬

農業委員会への  
申請締め切り

## 重要!農業用の資産は償却資産申告が必要です!

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業で使用している資産)も対象となっています。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、1月1日現在にその資産が所在する市町村長へ申告することが義務づけられています。償却資産をお持ちの方は、香取市ホームページか税務課窓口で必要書類を入手し忘れずに申告をお願いします。

○償却資産となる主な例：ビニールハウス、乾燥機、糞攪機、保冷库、自動選別計量機、フレコン、パソコン、太陽光発電設備など

×申告対象外の例：トラック、軽トラック、田植機、トラクター、フォークリフトなど  
(自動車税及び軽自動車税の課税対象となるもの)

【申告期限】 1月31日

【提出書類】 償却資産申告書・種類別明細書

【申告相談】 申告書の記載方法がわからない場合は、償却資産の詳細がわかるものをお持ち頂き、ご相談ください。

- ・所得税青色申告決算書又は収支内訳書
- ・その他の確認できる書類(領収書、取得年月と取得額がわかるもの、資産台帳及び帳票などの取得資産の内容が記載されている書類など)

【問い合わせ・申告先】 香取市税務課資産税班 Tel 0478-50-1223

## 編集後記

今回は、法人化に踏み切ったということで農業委員・栗山氏に登場してもらいました。さらなる飛躍に期待するものです。さて、このように香取市においても、水田地帯を中心に規模拡大が進み、法人化する農家が続々登場しています。その一方で、圃場条件の悪い山合い地域では、借り手もなく遊休農地が増加しています。これは、近年グローバル化の進展により経済合理性が重視され、輸入すれば食料を確保できると思われた結果、米の消費が減り価格が下がった結果でしょう。食料の安全保障が叫ばれる今こそ、米の需要を高める商品開発が進むことを強く望みます。こうした状況下、農業委員及び農地利用最適化推進委員は将来を見据え、優良農地の確保と健全利用(国土保全)のため日々奮闘が続いています。

編集長 菅谷樹雄

## 全国農業新聞を購読しましょう

「農業者の視点に立って、農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします!」



全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門誌です。

◆発行日：毎週金曜日

(購読者のご自宅に郵送されます)

◆購読料：1ヶ月/700円

◆購読のお申し込みは、

農業委員会事務局へ